

移動コンビニ販売を 始めました!

市は、市営住宅入居者と地区センター利用者の生活の利便性向上のため、菊川市の運送業者と連携し、試験的に移動コンビニ販売事業をスタートさせました。試験期間は令和5年3月末までです。利用者からは「買い物するところが近くにないから便利」「好きなものを選んでうれしい」などの声が聞かれました。

移動コンビニは、どなたでも利用できますので、販売日時・場所などお確かめの上ご利用ください。



場 所	日 程	時 間	照 会
池新田大山団地(駐車場)	毎週水曜日	10時30分～11時15分	管理課 ☎0537 ⁰⁵ 1124
白羽住宅(駐車場)	毎週木曜日	14時30分～15時15分	
朝比奈地区センター	第3火曜日(祝日は除く)	10時45分～11時15分	高齢者支援課 ☎0537 ⁰⁵ 1118
比木地区センター	第1・3木曜日(祝日は除く)	10時30分～11時00分	

※本事業は令和5年3月末までの試験的導入です。

「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」を給付します

内 容 対象となる世帯に5万円を給付します。

対象者

◆住民税非課税世帯

9月30日時点で、御前崎市に住民票があり、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯の世帯主

※生活保護受給者を含みます。

◆家計急変世帯

住民税非課税世帯以外の世帯のうち、予期せず令和4年1月～令和4年12月のいずれか1ヶ月の収入が、「住民税非課税相当」の収入となった世帯の世帯主

※季節性による収入の減少は対象になりません。

給付手続き

◆住民税非課税世帯

該当と思われる世帯へ市から確認書を送付します。確認書を市へ返送していただき、同意が確認でき次第、振り込みます。

◆家計急変世帯

対象者は、令和5年1月31日(火)までに市へ申請が必要です。審査の結果、対象と認められた世帯に振り込みます。

※詳細は市ホームページをご覧ください。



◀市ホームページ

照 会 福祉課(給付金専用ダイヤル) ☎0537⁰⁹5157